

平成27年3月14日

新城市長

穂積亮次様

新城市市民自治会議

会長鈴木誠

新城市自治基本条例の運用及び普及について（答申）

新城市市民自治会議条例第2条第1号に規定する「新城市自治基本条例の運用及び普及に関すること」について、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

- 自治基本条例の運用について、職員の責務、総合計画、財政運営等全体としておおむね適正に施行されている。
- 特に市民参加の仕組みである「市民まちづくり集会」は、2回にわたり着実に実施され市民・議会・行政の情報共有が一定程度果たされた。
- また、「地域自治区制度」については、10の地域協議会において地域の課題に真摯に取り組み、地域活動交付金の審査、地域自治区予算の建議、「空き家問題」に対する答申などその機能を果たすべく努めている。  
しかしながら、地域協議会委員における若者や女性の割合が低い。老若男女が市民自治社会の協働の担い手として地域づくりに積極的に参加できるよう地域協議会の意義と役割を周知することが重要である。
- 「若者総合政策・若者会議」について第1次答申した結果、若者が活躍できるまちを目指すため「若者条例」、「若者議会条例」が成立した。今後も若者政策が着実に推進されることを望む。
- 「住民投票」については、平成26年4月1日から施行された新城市住民投票条例に従って初めて住民投票実施請求書が提出された。市民自治会議では本請求が「市政にかかる重要事項」に該当するかを検討し答申したが、その後請求が取り下げられ開始された手続きが中断される結果となった。このことは、請求者が本市の住民投票制度の趣旨及び内容等を正しく確認していなかったものといえる。したがって、今後は住民に本制度の趣旨及び内容等を正確に伝え、理解を得ることが重要である。
- 「行政区等」について、行政区への加入促進事業はこれまで不十分であったが、愛知県宅地建物取引業協会東三河支部との協定、啓発クリアファイルの配布など新しい対策に取り組み始めた。しかし、引き続き地域自治組織である行政区への転入者及び未加入者の加入を促す対策を怠ってはならない。
- 「子ども」については、中学生議会を毎年開催することで子どものまちづくり参加の一つを保障している。より有意義な意見交換の場となるよう運営の検討を望む。